

一般社団法人 日本血管不全学会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本血管不全学会と称する。

2. この法人の英文名は、Japan Society for Vascular Failure とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2. この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 この法人は、血管機能障害、特に血管内皮、血管平滑筋、ならびに血管代謝の機能低下などを「血管不全 (Vascular Failure)」と定義し、血管不全に関する学理および応用の研究調査ならびにそれについての発表、知識の交換、情報の提供等を行い、基礎と臨床の両面から、広く医学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 血管不全に関する調査および研究
- (2) 血管不全に関する学術集会、研究会などの開催
- (3) 学会誌その他の出版物の刊行
- (4) 内外の関係団体等との連絡および提携
- (5) 疾患に関する情報提供ならびに啓発
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項各号の事業は、本邦および海外において行うものとする。

(公 告)

第5条 この法人の公告方法は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員と名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 准会員 この法人の目的に賛同して入会した医療関連業務従事者（医師を除く。）で准会

員を希望する個人

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人を資金的に援助する個人および団体

(4) 名誉会員 この法人に功績があった者の中から理事会が推薦し、社員総会で承認された個人
(入 会)

第7条 会員になろうとする個人または団体は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(会 費)

第8条 この法人の会員は細則に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納入を要しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき

(3) 除名されたとき

(4) 総社員の同意があったとき

(5) 会費の滞納期間が通算して2年以上となったとき

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 法令またはこの定款若しくは規則等に違反したとき

(2) この法人の名誉または信用を毀損する行為、または目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員が第9条によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員および名誉会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、第6条に定める社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任または解任、職務および報酬、会費の金額、会員の除名、解散時の残余財産の帰属先
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の2週間前までに通知する。

3. 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書面または電磁的記録をこの法人に提出または提供しなければならない。

(決議および報告の省略)

第21条 理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事は、これに署名若しくは記名押印または電子署名する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員)

第24条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

2. 理事のうち、理事長1名を置き、一般法人法上の代表理事とする。
3. 理事のうち、副理事長、事務局長を置くことができ、いずれも一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 理事長、副理事長および事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事および監事は兼務することができない。
4. 監事は、この法人またはその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
5. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
6. 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令、定款および社員総会または理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。

2. 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は理事長を補佐し、業務を執行する。
4. 事務局長は理事長、副理事長を補佐し、法人の運営業務を執行する。
5. 理事長および業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、次の業務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為若しくは法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを理事会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため、必要がある場合には、理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第28条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4. 理事または監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任したのちも、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、役員がその職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

2. 前項に関し、必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3. 前2項の取り扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉理事長、名誉理事および顧問)

第31条 この法人に、名誉理事長、名誉理事および若干名の顧問を置くことができる。

2. 名誉理事長および顧問は、社員の中から、理事会において選任する。名誉理事は、理事経験者であって特段の貢献があった者を、理事会において選任する。

3. 名誉理事長、名誉理事および顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(名誉理事長、名誉理事および顧問の職務)

第32条 名誉理事長、名誉理事および顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

(評議員)

第33条 この法人は、評議員を置くことができる。

2. 評議員は、社員の中から、理事会の推薦で選任する。

3. 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4. 評議員は、評議員会を構成し、この定款の定めた事項の他、理事長の諮問に応じて、この法人の運営に関する事項を助言することができる。

5. その他、必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(幹事)

第34条 この法人は、理事の会務の遂行を補助するため、若干名の幹事を置くことができる。

2. 幹事は理事長が推薦し、理事会の承認を得て、選任する。

3. 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員 of 定年)

第35条 理事長、副理事長、事務局長、理事、監事、評議員、幹事の定年は70歳とする。

第5章 理事会

(構成)

第36条 この法人は、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長および事務局長の選定および解職

(種類および開催)

第38条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は毎年2回開催する。3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2. 理事長は、前条第3項第2号または第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第43条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長および監事は、これに署名若しくは記名押印または電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第46条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) 寄附金品

(6) その他の収入

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議を経て確実な方法により、理事長が保管する。

(事業計画および収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第50条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第54条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第55条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

2018年4月14日改訂

2019年4月29日改訂

2020年11月1日改訂

2022年4月16日改訂